

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	暗号資産取引に係る所得税制の現状と動向
著者 / 所属	谷合 正成 / 予算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	241号
刊行日	2024-12-3
頁	1-9
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r06pdf/202424101.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

暗号資産取引に係る所得税制の現状と動向

予算委員会調査室 谷合 正成

《要旨》

平成21年のビットコインの運用開始以降、暗号資産取引は紆余曲折がありながらも世界的に拡大してきており、我が国においても暗号資産口座数が1,000万を超えるなど広がりを見せている。一方、総合所得とされている現行の暗号資産取引に係る所得税制については、他の金融所得との整合性や主要国との比較の観点から、20%の申告分離課税を求める声も上がっている。政府は、これまで申告分離課税の導入について慎重な姿勢を示していたものの、金融庁の令和7年度税制改正要望において暗号資産取引に係る課税上の取扱いについて言及がなされるなど、変化も見られる。暗号資産取引に係る所得税制に動きがあるのか、今後の動向を注視したい。

1. はじめに¹

暗号資産は、その誕生以来、大規模ハッキング事件や大手交換業者の破綻、米国における一部暗号資産の現物ETF²承認等の様々な出来事を受け、売買価格の乱高下を伴いながらも世界的に取引が拡大してきた。こうした中、総合課税となっている我が国の暗号資産取引に係る所得税制に対しては、他の金融所得や海外主要国と比較した税負担の重さ等から見直しを求める声も上がっている。

そこで本稿では、暗号資産の始まりや我が国のこれまでの法制度整備を概説するとともに、暗号資産取引に係る所得税制の現状と動向について整理することとしたい。

¹ 本稿は、令和6年11月15日時点までの情報に基づき執筆している。

² ETFは、Exchange Traded Fundsの略称。東京証券取引所等の金融商品取引所に上場している投資信託の一種であり、日本語では上場投資信託と呼ばれる。ETFには様々な種類があり、商品に投資するタイプのETFには、商品の現物の価格への連動を目指すものや、先物価格への連動を目指すものなどがある。

2. 暗号資産の概要

(1) 暗号資産の始まり

暗号資産は、一般にインターネット上などで電子的にやり取りされる財産的価値とされており、その始まりは平成20年10月にサトシ・ナカモトと名乗る人物（または団体）がインターネット上に公開した「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」と題した論文がきっかけとされている。同論文は、ブロックチェーン³技術を使った中央管理者のいない決済システムについて考察されており、この論文に基づき21年に開発されたのが最初の暗号資産とされるビットコインである。

初期のビットコインは一部の愛好家間でのみ取引が行われていたため、ビットコインの価値はほぼゼロとなっていた。しかし、オンラインコミュニティを中心に徐々に注目が集まるようになると、平成22年には世界初の暗号資産取引所が登場した。こうした取引所の登場によりビットコインの売買がより簡単に行えるようになり、ビットコイン市場が形成され始め、次第に価格も上昇していくこととなった。また、22年5月22日には米国フロリダ州に住むプログラマーがピザ2枚を1万ビットコインで購入する出来事があり、これがビットコインを利用した最初の商取引と言われている⁴。

なお、ビットコインの誕生以後、イーサリアム⁵やリップル⁶など、ビットコインの技術的な枠組みを基にしつつ、独自の技術を用いて信頼性の確保等を目指した新たな暗号資産⁷が次々と誕生しており、現在では暗号資産の種類は数万種類に達していると言われている。また、この中には、ステーブルコインと呼ばれる、法定通貨等への交換性を担保した暗号資産も登場している。

(2) 我が国のこれまでの主な法制度整備

当初、我が国においては、暗号資産には法的な根拠が存在せず、取引等に関する規制も設けられていなかった。しかし、マネーロンダリング・テロ資金供

³ 情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種。一度データを書き込むと上書きができず、不正や改ざんが非常に困難な性質を持つとされる。

⁴ この日は「ビットコインピザデー」として知られており、毎年世界各地で記念イベントが開かれている。なお、当時のビットコインの価値は、1ビットコインで約0.0025ドルであった。

⁵ 「イーサリアムプロジェクト」という、ブロックチェーン技術を応用したプラットフォームの総称。ブロックチェーン上にプログラムを書き込み、設定した要件を自動的に実行できるスマートコントラクト機能を有していることが特徴とされる。

⁶ 米国のリップル社が開発した決済・送金システム上で使用される暗号資産。金融機関や銀行間の国際送金を迅速かつ低コストで行うことを目的としている。

⁷ ビットコイン以外の暗号資産はアルトコインと呼ばれている。

与の規制を求める国際的な議論や、平成26年に当時世界最大級であった暗号資産交換業者が破産手続を開始したことなどを受け、暗号資産に対する規制が急務となり、28年に「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号、以下「資金決済法」という。）が改正（29年4月施行）され、暗号資産が初めて法律上に位置付けられるとともに、資金決済法における規制対象となった。

同改正法の施行により、暗号資産の交換業者に対する登録制が導入され、利用者への適切な情報提供義務が課されるようになるなど、一定の利用者保護規定が整備された。また、同法において暗号資産は、①不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できる、②電子的に記録され、移転できる、③法定通貨又は法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない、の3つの性質を持つ財産的価値と定義され、これにより暗号資産は支払手段の一つとして整理されるとともに、法定通貨とは明確に区別された。

しかし実態としては、暗号資産に対しては支払手段としてよりも投機の対象として注目が集まることとなった。さらに、暗号資産の流出事案の発生や暗号資産を用いた新たな取引の登場など、暗号資産を取り巻く環境の変化も続いた。こうした状況を受け、令和元年に資金決済法や「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）等の改正が行われ（令和2年5月施行）、利用者保護の確保やルール明確化のための制度整備が更に進められた⁸。また、金商法改正により、暗号資産に関する証拠金取引にも投機的な売買を抑えるための規制をかけることができるようになった。こうした改正により、暗号資産は支払手段としての機能に加え、金融商品としての機能の観点からも一定程度整理されることとなった。

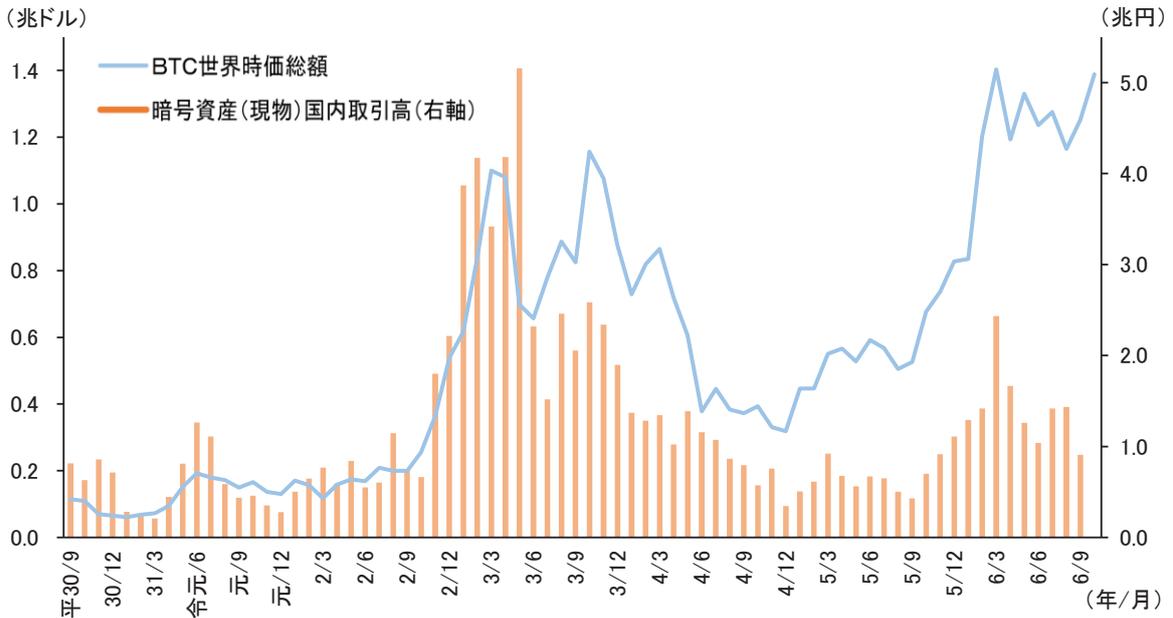
その後も暗号資産取引の実態に合わせ資金決済法等の改正は続けられており、例えば、令和5年にはステーブルコインを「電子決済手段」として位置付け、発行者を銀行、信託会社、資金移動業者の3主体に限定する改正資金決済法が施行され、ステーブルコインの国内発行が可能となった。

（3）拡大する暗号資産市場

国内外における暗号資産の取引状況を見てみると、まず、代表的な暗号資産

⁸ 我が国において、当初、暗号資産は「仮想通貨」という名称で定着していたが、日本円やドルなどの法定通貨と誤解される恐れがあるほか、G20などの国際会議においては暗号資産との表現が主流であることなどを踏まえ、このとき、法令上の呼称が「仮想通貨」から「暗号資産」に変更された。

図表1 BTC世界時価総額及び暗号資産（現物）の国内取引高の推移

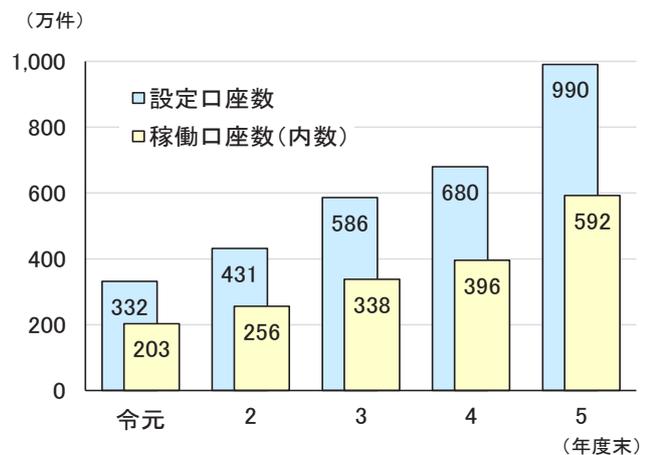


(注) BTC世界時価総額は各月1日時点。
 (出所) 一般社団法人日本暗号資産取引業協会「暗号資産取引月次データ」、CoinMarketCap HP より作成

であるビットコイン（BTC）の世界における時価総額は、コロナ禍での世界的な金融緩和を背景に令和3年に1兆ドルを超えたものの、ロシアのウクライナ侵攻や米国の大手暗号資産交換業者の破綻等を契機として一時0.3兆ドル近くまで下落した。しかし、その後は回復基調を続け、6年1月に米国でビットコインの現物ETFが承認されたことなどを受け、1.4兆ドルを超え過去最高を更新し、大きく市場が拡大している（図表1）。

また、我が国の暗号資産の現物取引金額は、ビットコイン時価総額と同様、令和3年に大きく増加し、その後減少したものの、4年12月を底として、足下では緩やかに回復している（図表1）。さらに、我が国の暗号資産口座数の推移を確認してみると、図表2のとおり5年度に新規口座開設数が約310万口座となるなど増加を続けており（稼働口座数も同様に増加してい

図表2 暗号資産口座数の推移



(出所) 一般社団法人日本暗号資産取引業協会「暗号資産取引についての年間報告」より作成

る)、足下では、6年5月に1,000万口座を超える状況となっている。加えて、暗号資産を保有する国内上場企業が6年5月時点で31社となり、3年前の16社から倍増しているとの報道もされているところである⁹。

こうした数字から見れば、内外で暗号資産は着実に広まっていると言えよう。

3. 暗号資産取引に係る所得税制

(1) 現行税制の概要

暗号資産取引に係る所得税については、国税庁の「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて (FAQ)」(令和5年12月最終改訂)において、「暗号資産取引により生じた利益は、所得税の課税対象となり、原則として雑所得に区分される」旨の取扱いが示されている¹⁰。そのため、暗号資産の売却等によって得た利益については、総合課税として給与所得等の他の所得と合算した額に応じて超過累進税率の適用を受け、15%~55%(住民税10%を含む¹¹)が課されることとなっている¹²。また、雑所得区分であることから、暗号資産同士の損益、雑所得内での損益は差し引きが可能となる一方で、配当所得や譲渡所得等に区分される他の金融資産に対しては損益通算ができないほか、株式投資などで認められる繰越控除も対象外となっている。

なお、国税庁は暗号資産取引で課税対象となるケースとして、①暗号資産を売却した場合、②暗号資産で商品を購入した場合、③暗号資産同士の交換を行った場合、④暗号資産の分裂(分岐)¹³により暗号資産を取得した場合、⑤マイニング¹⁴、ステーキング¹⁵、レンディング¹⁶などにより暗号資産を取得した場合を挙げている¹⁷。

⁹ 『日本経済新聞電子版』(令6.6.21)

¹⁰ 国税庁「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて (FAQ)」(令和5年12月最終改訂) 2-2

¹¹ 本稿においては、復興特別所得税は考慮しないものとする。

¹² なお、暗号資産取引や他の副業などによる収益から必要経費を差し引き、その利益が20万円を超えた場合には、所得税の確定申告が必要となる(ただし、住民税については利益が20万円以下でも確定申告は必要)。

¹³ ブロックチェーンの仕様変更の際に、「従来の暗号資産」と「新しい暗号資産」の2つに分かれること。

¹⁴ ビットコイン等の暗号資産の取引記録に必要な計算作業をコンピュータを用いて行い、その報酬として新たな暗号資産を得ること。

¹⁵ 暗号資産を保有し、ブロックチェーンの安定稼働に貢献したことの報酬として新たな暗号資産を受け取ることができる仕組み。

¹⁶ 保有している暗号資産を第三者に貸し出し、利息を得る運用方法。

¹⁷ 国税庁「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて (FAQ)」(令和5年12月最終改訂) 1-1、1-2、1-3、1-5、1-6

(2) 税制の見直しを求める声

こうした現行税制に対しては、主に以下の観点から見直しを求める声が上がっている。

ア 疑義が呈されている政府による所得区分の取扱い

暗号資産が雑所得に該当する根拠として、政府は国会において「暗号資産は資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとされていること、外国通貨と同様に本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難¹⁸であることから、暗号資産は資産ではあるものの、譲渡所得の起因となる資産には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っている」旨述べている¹⁹。

しかし、この点については、譲渡所得の対象となる資産は、「譲渡性のある財産権をすべて含む観念」であり、暗号資産も含まれる旨の学説²⁰があることや、政府は暗号資産について抜本的な性格を吟味することなく、資金決済法の取扱いをそのまま税制に当てはめたに過ぎない旨の指摘もなされている²¹。また、暗号資産が投資対象や資金調達手段にもなり得ることから、支払手段の面のみを強調することは妥当でないとの意見²²や、課税の在り方を定める上で資金決済法の借用だけでは不十分であり、金商法も考慮すべきである旨

¹⁸ この点の解釈について、野坂ほか（2022）18頁、19頁では、「①本邦通貨である円は、所得税法上、価値の尺度であるとの見解があり、本来ものの値段は通貨の価値ともとの価値の相対的な関係で決まるが、所得税法上は資産の価値を円で測定するため、円で測定された資産の価値には、資産の価値の純粋な値上がり値下がりのほか、インフレや為替相場の影響が反映されることとなり、所得を円で測定している限り、円の値下がり値上がりは資産の価値に反映されるため、円自体は値上がり値下がり観念することはできない、②外国通貨も同様に本邦通貨と交換する際の換算レートによって本邦通貨建ての金額は変動することはあっても、外国通貨自体が本邦通貨と同様に価値尺度であるため、値上がり値下がりが観念できない資産である、③本邦通貨や外国通貨は支払手段であり、暗号資産も資金決済法上、支払手段と定義されていることから、暗号資産の売却等による利益は、本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動したにすぎず、資産の価値の増加益を観念することは困難である」旨の意味であるとしている。

¹⁹ 第198回国会参議院財政金融委員会会議録第5号21頁（平31.3.20）

²⁰ 金子宏『租税法第24版』（弘文堂、令和3年）265頁

²¹ 森信茂樹「暗号資産・NFTなどWeb3.0の税制を考える―「当てはめ」ではなく「抜本改革」で―」東京財団政策研究所（令4.8.25）〈<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4054>〉

²² 泉（2019）125頁

の意見²³が出されている。

イ 他の金融商品との整合性

米国において令和6年1月にビットコイン現物ETFが、さらに、同年7月にイーサリアムの現物ETFが認められたように、今後、我が国においても暗号資産を組み込んだ金融商品が普及していく可能性がある。この点、先述のとおり、現行税制において暗号資産は総合課税の対象となるため、住民税を含め最大55%の税率が課せられることとなる。一方で、株価指数などに連動する現行ETFは金融商品とされており、株や債券と同様に申告分離課税である金融所得課税の対象となることから、税率は20%となっている。そのため、仮に今後我が国で暗号資産ETFが認められた場合、税率が低い申告分離課税の対象となるETFの需要が高まり、既存の暗号資産交換業者での取引が減少する懸念が示されている²⁴。

ウ キャピタルゲイン課税が主流となる海外の所得税制

海外の暗号資産税制を見てみると、主要国では我が国よりも低い税率となっている。特に、米国や英国では、暗号資産取引によって生じた利益に対しては、他の金融資産と同様にキャピタルゲイン課税として概ね20%の税率となっているほか、

ドイツにおいては、1年以上暗号資産を保有している場合は、原則非課税とされている（図表3）。こうしたことから、人材や資金の海外流出を防ぐとともに、ブロックチェーン技術等による経済社会の高度化に

図表3 暗号資産取引に係る税制比較（主要国）

	個人所得税
日本	・総合課税（原則雑所得） ・税率最大45%（住民税込みで55%） ・年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下であれば、確定申告不要（住民税は所得金額にかかわらず確定申告が必要）
米国	・キャピタルゲイン課税 ・1年以上保有した場合、税率最大20% ・1年未満の保有の場合は、通常の累進課税
英国	・キャピタルゲイン課税 ・20%固定税率（納税者区分による）
ドイツ	・キャピタルゲイン課税 ・1年の利益合計が600ユーロ以下の場合は非課税 ・1年以上保有している場合には原則非課税
フランス	・キャピタルゲイン課税 ・30%固定税率と累進税率を選択可 ・年間利益が305ユーロ以下は非課税

（出所）一般社団法人日本暗号資産取引業協会、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会「2025年度税制改正に関する要望書」等より作成

²³ 名古屋青年税理士連盟研究部「暗号資産譲渡により発生する所得の譲渡所得該当性の検討」令和4年度名青税シンポジウム（令4.11.26）資料22頁<https://www.meiseizei.gr.jp/psd/kenkyuubu_psd/2022.pdf>

²⁴ 『日本経済新聞電子版』（令6.7.30）

向けた競争力を確保するために、国内外の税制の乖離縮小を求める声も上がっている²⁵。

（3）政府は慎重な姿勢を示しつつも、金融庁の税制改正要望には動きも

このように、暗号資産取引に係る所得税制については様々な観点から見直しを求める声があるが、とりわけ、他の金融商品との整合性や海外主要国との比較の観点から20%の申告分離課税の導入を求める声が上がっている。

しかし、この点に関して政府は、「暗号資産取引による個人所得を申告分離課税とすべきとの意見については、給与や事業による所得は最大55%の税率が適用される一方で、暗号資産取引による所得は20%の税率とすることについて国民の理解を得られるかどうか、株式のように、家計が暗号資産を購入することを国として推奨することが妥当なのかなど、様々な論点を踏まえて、丁寧な検討をする必要がある」旨国会で答弁する²⁶など、見直しに慎重な姿勢を示している。

確かに、暗号資産には依然として投機的な動きが強いという問題がある。価値の裏付けがなく、基本的に買い手と売り手の需給だけで価格が決まることから、価格変動が非常に激しい。どこまでも価格が下がる可能性もあれば、逆にどこまでも高騰する可能性もあり、資産として捉えた場合に安定性に欠けよう²⁷。また、令和6年5月に我が国の大手取引所から大規模に暗号資産が不正流出する事案が発生したように、これまで世界中で幾度となく不正流出事案が発生しており、国内外で利用者保護の制度整備は道半ばとなっている。こうした点に鑑みれば、政府の慎重な対応にもうなずける面がある。

他方、こうした状況の中、令和6年8月末に公開された金融庁の7年度税制改正要望においては、「暗号資産取引に係る課税上の取扱いについては、暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点を踏まえ、検討を行っていく」との文言が記載された。具体的な改正内容までは記載されなかったものの、同庁の税制改正要望において初めて暗号資産取引への言及が行われたこととなり、変化も見られている²⁸。

²⁵ 一般社団法人日本暗号資産取引業協会、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会「2025年度税制改正に関する要望書」12頁

²⁶ 第213回国会衆議院財務金融委員会議録第19号17頁（令6.5.8）

²⁷ 米国証券取引委員会（SEC）も、ビットコイン現物ETFを承認する際の声明で、「ビットコインは投機的で不安定な資産である」旨注意喚起している（米国証券取引委員会（SEC）「Statement on the Approval of Spot Bitcoin Exchange-Traded Products」（令6.1.10））。

²⁸ このほか、令和6年3月19日に年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、運用の多様化に向け、投資対象としていない低流動性資産等に関する基本的な情報の募集を開始し、そ

4. おわりに

暗号資産は国内外で取引が広がり続けており、金融庁が令和7年度税制改正要望において暗号資産取引に係る課税制度に言及したことも、こうした背景があると思われる。また、米国では今般の大統領選挙において暗号資産への理解があるとされるトランプ前大統領²⁹が勝利したことから、今後一段と暗号資産が普及するとの見方も強い。一方で、暗号資産に対しては、詐欺などに利用されることが多いことや価値の裏付けがないことなどから、懐疑的な見方も多いところである。先述のとおり、投機的な動きが強いことや、取引所からの不正流出が多数発生していることなどからも、国民の資産として推奨されるべきか否か更なる議論が求められよう。

今後、暗号資産取引に係る所得税制について動きがあるのか、その動向を注視したい。

【参考文献】

泉絢也「なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？—国会における議論を手掛かりとして—」『千葉商大論叢第57巻第1号』千葉商科大学国府台学会、2019年7月、109頁～133頁

土居丈朗「暗号資産取引に係る所得税のあり方に関する経済学的考察」『SBI金融経済研究所所報 vol.1』SBI金融経済研究所、2022年2月、20頁～27頁

野坂和夫、松本実、福田正樹「多種多様な暗号資産に応じた所得区分該当性の探究—支払手段の視点からの雑所得または譲渡所得にすべきかの理論分析—」『会計プロGRESS第23号』日本会計研究学会、2022年9月、15頁～30頁

山沖義和「資金決済法・金融商品取引法の改正経緯から紐解くデジタル決済手段（暗号資産類似）等の定義と注目点」『SBI金融経済研究所所報 vol.4』SBI金融経済研究所、2023年8月、5頁～16頁

(内線 75323)

の対象に暗号資産（ビットコイン等）が含まれた。飽くまで情報募集であり、実際の投資対象となることが決まったわけではないが、暗号資産に対する公的機関の姿勢の変化ともみなしうる。

²⁹ 大統領選挙においてトランプ前大統領は、自身が当選した際は、政府としてビットコインの「戦略的備蓄」を進める考えを示していた（『産経新聞』（令6.7.28））。